

令和元年度答申第50号
令和元年12月3日

諮問番号 令和元年度諮問第51号（令和元年11月13日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料納付手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許権の原特許権者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が納付年分を第7年分とする特許料納付書に係る手続（以下「本件納付手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」という。）が、当該特許権は、納付年分を第4年分とする特許料及び割増特許料の追納が認められなかったことに伴い、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされたから、本件納付手続は権利消滅後の納付年分に係る不適法なものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件納付手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特許法107条1項は、特許権者は、特許権の設定の登録の日から特許権の存続期間の満了までの各年について、特許料を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、

前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならないと規定している。

- (2) 特許法 112 条 1 項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後 6 月以内（以下「追納期間」という。）に特許料を追納することができると規定し、同条 2 項は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならないと規定している。

そして、特許法 112 条 4 項は、特許権者が追納期間内に特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなすと規定している。

- (3) 特許法 112 条の 2 第 1 項は、同法 112 条 4 項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができると規定している。

そして、特許法 112 条の 2 第 2 項は、前項の規定により特許料等の追納があつたときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなすと規定している。

- (4) 特許法 18 条の 2 第 1 項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 21 年 5 月 21 日、発明の名称を「P」とする特許出願をし、平成 24 年 3 月 16 日、特許第 a 号の特許権（以下「本件特許権」という。）の設定の登録を受けた。

（特許証）

- (2) 審査請求人が、平成 28 年 9 月 9 日付けで、本件特許権に関し、納付年分を第 4 年分から第 6 年分までとする特許料納付書に係る手続（以下「先行追納手続」という。）をしたところ、処分庁は、平成 29 年 7 月 11 日付けで、第 4 年分の特許料等の追納の手続については、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるとはい

えず、特許法112条の2第1項の要件を満たしていないから、不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるとして、第5年分の特許料等及び第6年分の特許料の納付の手続については、第4年分の特許料等の追納が認められなかったことにより、本件特許権は同法112条4項の規定により消滅したものとみなされたから、不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、いずれの追納及び納付の手続も却下する処分（以下「先行却下処分」という。）をした。

（先行却下処分に係る却下理由通知書及び手続却下の処分）

- (3) 審査請求人は、平成29年10月20日付けで、審査庁に対し、先行却下処分を不服として審査請求（以下「先行審査請求」という。）をした。

審査庁は、平成30年8月1日、当審査会に対し、先行審査請求は棄却すべきであるとして諮問をし、当審査会は、同年10月9日、審査庁の判断は妥当であるとの答申をした。

審査庁は、上記答申を受けて、平成30年10月19日付けで、先行審査請求を棄却する裁決をした。

審査請求人は、平成31年4月3日、A地方裁判所に対し、先行却下処分の取消しの訴えを提起したところ、A地方裁判所は、令和元年10月23日、審査請求人の請求を棄却する判決を言い渡した。

（先行却下処分に係る審査請求書、答申書及び裁決書、訴状、令和元年10月23日A地方裁判所判決）

- (4) 審査請求人は、平成30年2月14日付けで、本件特許権に関し、納付年分を第7年分とする特許料納付書に係る手続（本件納付手続）をしたところ、処分庁は、平成31年3月25日付けで、本件納付手続は権利消滅後の年分に係る不適法なものであるとして、特許法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件納付手続を却下する処分（本件却下処分）をした。

（特許料納付書、却下理由通知書、手続却下の処分）

- (5) 審査請求人は、令和元年6月25日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和元年11月13日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件特許権に関し、第4年分の特許料等を追納期間内に納付することができなかつたことについては、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるから、先行却下処分は取り消されるべきであり、そうすると、本件特許権は消滅しておらず、本件却下処分はその根拠を欠くものであるから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件特許権に関する第4年分の特許料等の追納の手続は、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるということはできず、同項の要件を満たしていないから、本件特許権について同条2項の規定による回復は認められない。

したがって、本件特許権に関する第7年分の特許料の納付の手続（本件納付手続）も、第5年分の特許料等及び第6年分の特許料の納付の手続と同様、本件特許権の消滅擬制（特許法112条4項）により客体が存在せず、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものであるから、同法18条の2第1項本文の規定に基づいてした本件却下処分は、適法である。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

審査請求人は、本件特許権に関し、第4年分の特許料等を追納期間内に納付することができなかつたことについては、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるから、先行却下処分は取り消されるべきであり、そうすると、本件特許権は消滅していないから、本件却下処分はその根拠を欠くものであると主張している。

しかし、「事案の経緯」（上記第1の2の(3)）に記載のとおり、審査庁は、審査請求人がした先行却下処分の取消しを求める先行審査請求を棄却する裁決をしており、A地方裁判所も、審査請求人がした先行却下処分の取消しの請求を棄却する判決を言い渡している。先行却下処分が取り消されていない

以上、本件特許権は、特許法112条4項の規定により消滅したのものとして取り扱われるのであり、本件特許権が消滅していないことを理由とする審査請求人の上記主張は、失当である。

そうすると、本件納付手続は、消滅した本件特許権について特許料を納付しようとする不適法な手続であって、補正をすることができないものであることが明らかであるから、特許法18条の2第1項本文の規定に基づいてした本件却下処分は、適法である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公